

八景小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成 26年3月25日

(平成30年2月28日改訂)

横浜市立八景小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 横浜市基本方針（いじめ防止等に向けての基本理念）

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの場に、他者を排除する雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを派生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめ防止等に向けた八景小学校基本理念

【未然防止につとめる】いじめの起こらない風土づくり

①規範意識の育成；八景小スタンダード

- ・全教職員が共通理解をした上で、統一した指導をすることで、子どもが混乱せず、約束を守るようになる。
- ・「社会で許されないことは学校でも許されない」「自分がされて嫌なことを他の人にしない」ということを学校と家庭が共通認識し、協力してルールを守る子どもを育成する。
- ・時計を見たり、チャイムを聴いたりして時間を守る行動ができるようにする、当番活動等自分に任された仕事は責任をもって行う、他者を傷つける行動・言動はしない等基本的なことが守れるクラスづくりをする。

②仲間づくり、集団づくり；アセスメントシートの活用

- ・年2回、アセスメントシートを実施する。その結果を基に、本校の児童につけたい力、伸ばしたいスキルを明確にし、その育成を目指してよこはまプログラム等を活用した授業を行う。
- ・学年研等複数の教師でアセスメントの結果を話し合い、児童の実態や学級の傾向を客観的に多方面から把握し、日々の指導・支援に生かす。

③人権感覚の育成；なかよし活動、なかよしスマイル会

- ・なかよし活動（縦割り活動）を通して、学年を越えて仲良くする心、互いを思いやる心の育成に努める。また、6年生が中心となり児童が力を合わせて活動を行っていきけるように内容の充実を図る。
- ・なかよしスマイル会（人権会議）を通して、児童一人ひとりが人権について考え、学校の中の課題に気づき、解決していこうとする気持ちを育てる。

(4)「八景小学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われたときは、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応することを目的とする。

2「学校いじめ防止対策委員会」の設置および組織的な取組

(1)「学校いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、副校長、教務主任、各学年主任、児童支援専任、養護教諭が主とした運営メンバーであり、そこにいじめが発生した学級の担任、学年の教諭、必要に応じて心理や福祉等の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)の参加を求める。

(2)「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- ・常設とし、月一回以上定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがあると認知した時は、直ちに開催する。
- ・学校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に対策方針を決定する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の会議録を作成・保管し、管理を行う。

(3)「学校いじめ防止対策委員会」の役割

◎いじめ事案に対して、全職員による組織的な取組を行うために、以下のことを行う。

- ①対応の方針を決定する。
- ②児童への対応、調査、報告等の役割分担をする。
- ③情報収集や記録、情報の共有化を行う。
- ④必要に応じて関係機関との連携を進める。

【他機関との連携】金沢警察署、南部児童相談所、子ども家庭支援センター、

南部療育センター、近隣校、金沢中学校、南部学校教育事務所

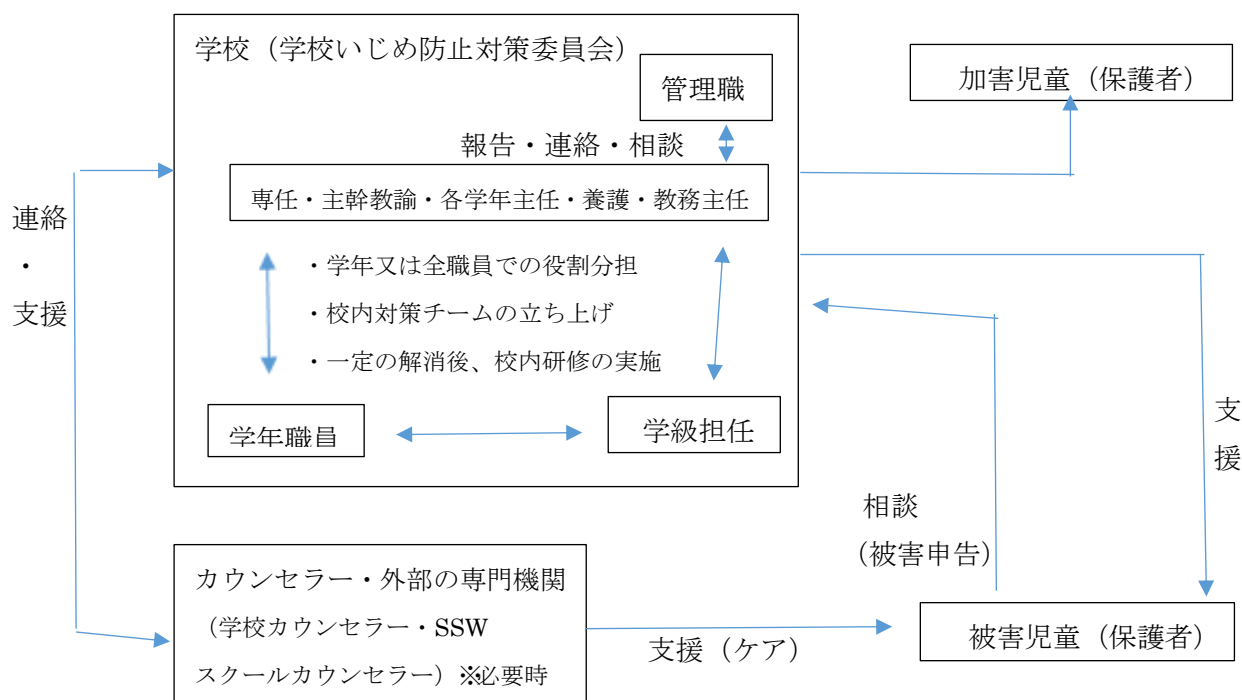
- ⑤いじめ防止のための年間計画を作成し、実施する。

(4) 年間計画

月	取組内容
4	・「八景小のやくそく」理解研修 ・いじめの定義、方針理解研修
5	・児童理解研修 ・YP アセスメント実施①と分析 ・スマイル会①
6	・生活アンケート実施①とアンケートの振り返り ・スマイル会②
7、8	・個人面談および面談のふりかえり ・よこはま子ども会議 ・児童理解研修
9	・生活アンケート実施②とアンケートの振り返り
10	・「八景小のやくそく」の確認及び見直し ・スマイル会③
11	・YP アセスメント実施②と分析
12	・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン ・個人面談および面談のふりかえり
1	・「八景小のやくそく」の確認及び見直し
2	・生活アンケート実施③とアンケートの振り返り ・スマイル会④
3	・年間の振り返り

※年間；学校いじめ防止対策委員会の開催、朝会での指導

(5) 対応図



3 「学校いじめ防止対策委員会」によるいじめ防止及び早期発見早期対応のための取組

(1) いじめ未然防止への取組

○どの子ども安心して、自分の力を発揮できる集団を育てる

- ・「八景小学校のやくそく」(八景小スタンダード)に基づいた指導を行う。

- ・「八景小学校のやくそく」（八景小スタンダード）を各家庭に配布し、家庭と連携した指導を行う。
- ・道徳の授業を主とし日々の授業の中や学校生活の中で規範意識や相手を思いやる心を育てる。
- ・YP アセスメントや生活アンケート等を通して、児童の実態を正確に把握する。また、分析をと分析の共有を職員間で行い、よりよい集団を育てるためのプログラムを実施する。

○学ぶ楽しさを味わえるような「わかる授業」を行う

- ・落ち着いた環境で学習に集中できるよう、教室環境を整える。
- ・指示・発問や黒板の板書の仕方、課題などの提示の工夫をし、みんなが安心して参加できる授業をつくる。
- ・自分のよさや友だちのよさに気づき、認め合ったり、自分と友だちとの違いを認め、関わり合えるような授業展開や活動の工夫を行う。

○自己有用感をもち、友だちとよりよくかかわろうとする子を育てる

- ・委員会活動、クラブ活動、学級活動などで一人ひとりが自分のよさを発揮し、活躍できる場を設定し、自己有用感を育てる。
- ・なかよし活動での異学年交流やなかよしスマイル会での話し合いを通して、相手のことを考えて行動できる力を育てる。

○インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進

- ・携帯・スマホの使い方について、出前授業やリーフレット等を活用した啓発活動を行う。

○「学校いじめ防止対策委員会」の存在を児童や保護者への周知

- ・学校説明会等で周知を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの疑いがある時は、ささいな兆候や懸念であっても個人で判断せず、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告、相談し、必ず「学校いじめ防止対策委員会」が中心となり判断や対応を行う。

○生活アンケートの実施

教師の見えないところでのいじめを発見するために、年間計画の中に位置づけ、実施する。結果は担任だけではなく、学年や専任、必要に応じて学級に関わる教職員で検討する。検討した結果、必要に応じて打ち合わせ等の会議にて全教職員に発信する。

○児童の変化に気づく

- ・授業だけではなく、朝、中・昼休み、給食、清掃、下校の様子など子どもたちの様子や表情を見て、いつもと違う様子や変化に気づける教師の目を育てる。

- ・養護教諭や学校栄養職員、専科教諭など関係者との情報交換や情報共有を行う。
- ・保護者との連携を図り、家庭での様子を聞く。

(3) いじめに対する措置

「学校いじめ防止対策委員会」がいじめと認知した場合以下のような措置をとる。

- ・「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、事実確認、いじめであるか否かの判断、対応方針の決定を行う。また、この委員会で話し合われた内容については、所定の用紙に記録し、学校保管をする。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。必要に応じて学校カウンセラーや外部関係機関との連携を図る。
- ・加害児童及び保護者への指導と支援を行う。必要に応じて学校カウンセラーや外部関係機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ解消に至るまでは丁寧に対応を継続する。

(5) 教職員への研修・研究の充実

- ・校内研修・校内研究、区や市の研究会を通して、児童理解、特別支援教育、人権感覚について教職員が理解を深め、実践していく力をつけられるようにする。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にある「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合を指す。
- いじめ防止対策推進法第28条第1校第2号にある「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースは十分把握する。

(2) 重大事態の報告

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会南部学校教育事務所に報告する。

(3) 重大事態の調査・報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○年度末に一回「学校いじめ防止対策委員会」で点検を行い、必要があると認められる際には「八景小学校いじめ防止基本方針」を改訂し改めて公表する。